令和４年度港区包括外部監査人募集要項

１　募集内容

港区では、地方自治法（以下「法」という。）第２５２条の２７第２項に規定する包括外部監査契約について、当該契約を締結する包括外部監査人を１名募集します。

２　応募資格

次のいずれかに該当する者（法第２５２条の２８第１項、同条第２項）で法第２５２条の２８第３項に該当せず、かつ租税を滞納していないもの（※１、４頁参照）

（１）弁護士の資格を有する者
（２）公認会計士の資格を有する者
（３）国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方自治体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、地方自治法施行令第１７４条の４９の２１で定める者（※２、４頁参照）
（４）税理士の資格を有する者

なお、応募者又は応募者が所属する法人、団体等に所属する者が次のいずれかに該当する場合には、応募資格対象外とします。

① 暴力団員等である場合又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合
② 暴力団員を雇用していると認められる場合
③ 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与していると認められる場合
④ 暴力団等を利用していると認められる場合
⑤ 暴力団等と社会的に非難される行為を行ったと認められる場合
⑥ ①から⑤のいずれかに該当する者と契約を締結したと認められる場合

３　契約締結期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで
ただし、包括外部監査業務実施期間は、別途、区と協議するものとします。

４　委託料

令和４年度予算の範囲内で、委託料を支払います。
※参考：令和２年度予算額９９０万円（税・諸費用込み）

５　応募方法

（１）担当部署
〒１０５－８５１１　港区芝公園１－５－２５
港区企画経営部企画課（港区役所本庁舎４階北側）
℡０３－３５７８－２５０９
（２）募集受付期間
令和３年８月２１日（土）から９月２１日（火）まで
（３）提出書類
次の書類について、必要事項を記入の上、提出してください。様式１及び様式２は、港区ホームページ（https://www.city.minato.tokyo.jp）からダウンロード可能です。

①　提案書（様式１）
②　履歴書（様式２）
③　資格証明書の写し
④　身分証明書（市区町村長が発行するもの）の写し
※最終候補者に選定された場合、資格証明書及び身分証明書の原本を提出いただきます。

（４）提出書類記載の留意事項

①　当初様式の枠内に記載をお願いします。枠内での記載が困難な場合には、必要に応じて、枠の拡大及び行の追加も可とします。
②　提案書等は、パソコンで作成してください。
③　提出された提案書、履歴書は返却しません。また、記載された内容については、区議会等への資料として提出する場合がありますので、予め御了承ください。なお、必要以外に個人情報等を目的外使用することはありません。

（５）提出方法

①郵送の場合

上記の提出書類を１部ずつ、次の担当部署まで郵送してください。
※令和３年９月２１日（火）必着

〒１０５－８５１１　港区芝公園１－５－２５ 港区企画経営部企画課「令和４年度包括外部監査人募集担当」宛て

②電子申請の場合

次のサイトにて、必要書類を提出してください。
※登録できるファイルのサイズは、１ファイル当たり１０ＭＢまでです。
※資格証明書及び身分証明書は、スキャンデータ（ＰＤＦ）を提出してください。

東京共同電子申請・届出サービス https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1621336366479

６　選定方法

（１）選定は、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（面接審査）により行います。
（２）第一次審査では、提出された書類による審査を行い、第一次審査通過者を３～５名程度選考します。なお、第一次審査の結果は、１０月中旬に応募者全員に通知します。
（３）第二次審査では、第一次審査通過者に対して、提出された書類を基に面接審査を行います。実施日時は令和３年１０月２８日（木）午前を予定しており、実施場所等の詳細は、第一次審査通過者に通知します。
（４）第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に評価し、最終候補者１名を選考します。審査結果は、１２月上旬頃、第一次審査通過者に通知します。
※審査の結果によっては、最終候補者を選定しない場合もあります。

７　選定委員会

外部監査人選定に係る審査は、以下の選定委員会で行います。
委員会名称　港区外部監査人選定委員会
委員構成　６名

８　選定基準

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、人格が高潔で、港区の行政施策等に関する知識のある人を選定します。

第一次審査では、主な評価項目として、実績や実施体制、監査の基本方針やテーマ選定の視点、外部監査制度や区政についての理解、意欲等を書類により審査します。

第二次審査では、主な評価項目として、監査実施に必要な知識・経験、行政に関する理解度、外部監査事務に対する意欲等を面接により審査します。

９　外部監査人補助者

外部監査事務を他のものに補助させる場合には、以下を要件とします。

（１）外部監査人と同一の法人又は団体等に所属していないこと（補助者相互の関係においても同様）。

（２）補助者のうち少なくとも１人は、区内在住又は補助者が開業している法人、団体等が区内にあること。

（３）補助者又は補助者が所属する法人、団体等に所属する人が、本募集要項２応募資格のただし書き①から⑥の記載に該当しないこと。

１０　その他

（１）提案書の取扱い

①　提出された提案書は、本件の選考以外に提出者に無断で使用することはありません。

②　提出された書類は、選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

（２）次の各号に該当する場合は無効とします。

①　提案書の提出方法、提出期限に適合しないもの

②　提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

③　虚偽の内容が記載されているもの

（３）区は、提案書作成に必要となる資料は提供しません。

（４）提案書の作成に要した費用、旅費等は、応募者の負担とします。また提出された提案書等は返却しません。

（５）提出された提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効にします。

（６）提出期間以降における提案書等の差し替え又は再提出は認められません。

（７）この要項に定めるもののほか必要な事項は、区長が定めます。

１１　問合せ先

〒１０５－８５１１　港区芝公園１－５－２５

港区企画経営部企画課（港区役所本庁舎４階北側）

℡０３－３５７８－２５０９

※１　（法第２５２条の２８第３項関係）

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

四　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）

五　懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

六　当該普通地方公共団体の議会の議員

七　当該普通地方公共団体の職員

八　当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者

九　当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

十　当該普通地方公共団体に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

※２　（地方自治法施行令第１７４条の４９の２１及び同条の規定に基づく地方自治法施行規則第１７条の２～６関係）

次の期間を通算した期間が１０年以上になる者又は会計検査、監査若しくは財務に関する行政事務に関する総務大臣の指定した研修を修了した者で次に掲げる期間を通算した期間が５年以上になるもの

一　会計検査院において会計検査に関する行政事務を管理し若しくは監督することを職務とする職又は会計検査に関する行政事務に関する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として総務省令で定めるものに在職した期間

二　都道府県又は指定都市若しくは中核市の監査委員として在職した期間

三　都道府県又は指定都市若しくは中核市において監査に関する行政事務を管理し若しくは監督することを職務とする職又は監査に関する行政事務に関する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として総務省令で定めるものに在職した期間（地方自治法第二百条第一項又は第二項の規定により置かれた事務局に属する職員として在職した期間に限る。）

四　都道府県又は指定都市若しくは中核市の会計管理者（地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号。第百七十四条の五十第一項第十一号において「平成十八年改正法」という。）による改正前の地方自治法第百六十八条第一項に規定する出納長又は同条第二項に規定する収入役を含む。次号において同じ。）として在職した期間

五　都道府県又は指定都市若しくは中核市において会計事務を管理し若しくは監督することを職務とする職又は会計事務に関する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として総務省令で定めるものに在職した期間（会計管理者の権限に属する事務を処理させるための組織に属する職員として在職した期間に限る。）

六　都道府県又は指定都市若しくは中核市において予算の調製に関する事務を管理し若しくは監督することを職務とする職又は予算の調製に関する事務に関する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として総務省令で定めるものに在職した期間（地方自治法第百五十八条の規定により設けられた予算に関する事務を分掌させるための組織で総務省令で定めるものに属する職員として在職した期間に限る。）

様式１

令和　　年　　月　　日

提　　案　　書

港区長
　武　井　雅　昭　　様

〔提案者〕

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり港区包括外部監査の実施に係る提案をします。

様式１

１　応募動機及び自己ＰＲについて

応募動機及び自己ＰＲ（これまでの区との関わり、外部監査人として活用したい経験等）をご記入ください。

様式１

２　包括外部監査に対する基本方針について

　包括外部監査に関して、区が地方自治法及び区の条例・規則に基づき事務を執行していること等を踏まえてご自身の基本方針（視点・考え方等）をご記入ください。

様式１

３　港区で取り組んでみたい監査テーマについて

港区で取り組んでみたいテーマについて、選定根拠や監査方法を含めてご記入ください。

様式１

４　行政実績について

（１）外部監査に関する実績について

外部監査に従事した実績を、期間、自治体名、包括・個別の種別、監査人・補助者の区分、テーマについてご記入ください。

期　　間	自治体名	種別	区　分	テ　ー　マ

記入例：

平成 28 年４月～平成 29 年３月　〇〇県　個別　監査人　〇〇について

平成 31 年４月～令和２年３月　〇〇区　包括　補助者　〇〇について

（２）その他行政機関等との業務実績について

外部監査以外で国、地方公共団体及び関連する団体（公営企業、公益法人等）に関する業務を携わった実績などがあればご記入ください。

期　　間	内　　容	自治体等団体名

記入例：

令和２年６月～令和２年９月　財政レポート作成業務　〇〇区

（３）外部監査に関する研修について

外部監査に関する研修の受講実績がありましたら、研修受講歴（受講年度、主催団体名、日数・時間数）についてご記入ください。

受講年度	主催団体名	日数・時間数

記入例：

平成 30 年度　〇〇協会　４日間・２４時間

令和元年度　〇〇法人　３日間・１２時間

様式１

５　包括外部監査の実施体制について

（１）補助者について

包括外部監査人になった場合に、予定している補助者（資格、職歴年数、所属等、区内在住又は在勤歴）についてご記入ください。

	資　格	職歴年数	所　属　等	補助者要件（※）	外部監査に関する実績
1				該当 非該当	有（包括監査人・個別監査人・包括補助者・個別補助者）・無
2				該当 非該当	有（包括監査人・個別監査人・包括補助者・個別補助者）・無
3				該当 非該当	有（包括監査人・個別監査人・包括補助者・個別補助者）・無
4				該当 非該当	有（包括監査人・個別監査人・包括補助者・個別補助者）・無
5				該当 非該当	有（包括監査人・個別監査人・包括補助者・個別補助者）・無

※ 補助者のうち少なくとも１人は、区内在住又は補助者が開業している法人、団体等が区内にあること。（募集要項９（２））

記入例：

公認会計士　　１０年　　〇〇会計事務所　　該当　非該当　　有（包括監査人・個別監査人・包括補助者・個別補助者）・無

（２）その他支援体制等について

監査実施の過程で専門外の知識が必要となった場合（※）の対応（支援体制を含む）についてご記入ください。

※ 建築・土木工事に関する監査を行う場合など。

６　その他

その他、特筆すべき事項等がありましたらご記入ください。

様式２

履　　歴　　書

ふりがな 氏　　名	生年月日　昭和　　年　　月　　日生 平成 （令和３年４月１日における年齢　　歳）
〒 現住所 連絡先　　（　　）　　E-mail	
事務所名称 （法人を含む） 〒 住　所 連絡先　　（　　）	

最終学歴		資　格 登録年月	昭和・平成・令和　　年　　月

	年　月　日	職　　歴　　事　　項
職歴		

主な業務実績

私は、地方自治法第２５２条の２８第３項各号には該当しません。

この履歴書の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿